

知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る試験操業船名簿

令和8年6月12日現在

許可番号	漁業種類	船名	総トン数	操業区域	許可期間（操業期間）
指令水振第48-1号	ごち網漁業 (西薩海域)	第八拓洋丸	4.9トン	点ア, 点イ, 点ウ, 点エを順次結んだ線及び海岸線によって囲まれた区域。 点ア 北緯31° 41' 40" 東経130° 17' 03" 点イ 北緯31° 33' 00" 東経130° 05' 00" 点ウ 北緯31° 28' 35" 東経130° 12' 04" 点エ 北緯31° 24' 38" 東経130° 14' 08" ※世界測地系 ※久多島, 大瀬, 広曽根, 距岸2,000mは操業禁止(条件)	令和8年3月4日から令和9年3月3日まで
指令水振第48-2号	ごち網漁業 (北薩海域)	龍神丸	4.9トン	基点4, 点ア, 点イ及び点ウを順次に直線で結んだ線並びに点ウから基点5を見通す線以北の鹿児島県海域。 基点4 北緯32° 03' 34" 東経130° 12' 27" 基点5 北緯31° 52' 57" 東経129° 50' 11" 点ア 北緯32° 03' 10" 東経130° 06' 43" 点イ 北緯31° 54' 14" 東経130° 06' 52" 点ウ 北緯31° 52' 42" 東経130° 00' 03" ※世界測地系	令和8年3月4日から令和9年3月3日まで
指令水振第48-3号	ごち網漁業 (北薩海域)	共栄丸	4.9トン	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域。 ただし, 川内川及び川内河口港の区域を除く。 基点1 北緯31° 55' 40" 東経130° 13' 12" 基点2 北緯31° 46' 47" 東経130° 10' 52" 点ア 北緯31° 54' 40" 東経130° 03' 44" 点イ 北緯31° 48' 57" 東経130° 01' 33" 点ウ 北緯31° 46' 06" 東経130° 01' 24" ※世界測地系	令和8年3月16日から令和9年3月15日まで
指令水振第48-4号	ごち網漁業 (北薩海域)	第十八なぎさ丸	4.9トン	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域。 ただし, 川内川及び川内河口港の区域を除く。 基点1 北緯31° 55' 40" 東経130° 13' 12" 基点2 北緯31° 46' 47" 東経130° 10' 52" 点ア 北緯31° 54' 40" 東経130° 03' 44" 点イ 北緯31° 48' 57" 東経130° 01' 33" 点ウ 北緯31° 46' 06" 東経130° 01' 24" ※世界測地系	令和8年3月16日から令和9年3月15日まで
指令水振第48-5号	敷網 (棒受網) 漁業	第八十八鳳翔丸	9.7トン	野間岬灯台から鷹島を見通す線以北の海域。 但し, 八代海においては東町漁業協同組合の有する共同漁業権内で, 漁業権者が同意する区域に限る。	令和8年3月31日から令和9年3月30日まで
指令水振第33-2号	ごち網漁業 (北薩海域)	博洋丸	4.8トン	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域。 ただし, 川内川及び川内河口港の区域を除く。 基点1 北緯31° 55' 40" 東経130° 13' 12" 基点2 北緯31° 46' 47" 東経130° 10' 52" 点ア 北緯31° 54' 40" 東経130° 03' 44" 点イ 北緯31° 48' 57" 東経130° 01' 33" 点ウ 北緯31° 46' 06" 東経130° 01' 24" ※世界測地系	令和8年6月12日から令和9年3月31日